

平成28年度 川崎市高齢者実態調査の実施について

＜目 的＞

平成30年度から32年度までを計画期間とする「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を平成29年度に策定するにあたり、川崎市の高齢者の生活実態及び川崎市で介護保険事業を展開する事業者の実態などを把握し、計画の見直しに必要な基礎資料を得ることを目的として平成28年度に実施する。

＜調査対象＞

◎川崎市在住の高齢者（65歳以上、標本（サンプル）調査）

- ① 一般高齢者調査（要支援・要介護認定を受けていない高齢者）
- ② 要支援・要介護認定者調査
- ③ 特別養護老人ホーム入所希望者調査

◎川崎市所在の介護保険サービス事業者（全数調査）

- ④ 居宅介護支援事業者調査（ケアマネ）
- ⑤ 居宅介護サービス事業者調査
- ⑥ 介護保険施設等調査（特養・老健・療養病床・GH・有料など）

＜概 要＞

◎調査基準日：平成28年10月1日

◎調査項目：前回の項目を引き続き調査することで経年変化を確認するとともに、地域包括ケアシステムの理解度や、健康寿命、新たな取組等について調査項目を追加予定

＜検討委員会＞

庁内に「（仮称）高齢者実態調査検討委員会」を設置し、調査を実施するにあたって、介護保険運営協議会委員等の中から、調査全体を俯瞰する学識経験者などの有識者の方を加え、調査方法・項目などの検討を行う。

＜日 程＞

別紙「平成28年度 川崎市高齢者実態調査スケジュール案」のとおり。

平成28年度 川崎市高齢者実態調査スケジュール案

時期		内容
平成28年 1月	上旬	庁内検討（調査概要等の検討）
	中旬	
	下旬	
2月	上旬	
	中旬	
	下旬	
3月	上旬	↓ 介護保険運営協議会（調査実施の概要について）
	23日	
4月	上旬	
	中旬	
	下旬	
5月	上旬	委託業者決定 検討委員会①（調査項目等の提示）
	中旬	
	下旬	
6月	上旬	
	中旬	
	下旬	
7月	上旬	検討委員会②（①の意見反映提示） 介護保険運営協議会（調査項目等の提示）
	中旬	
	下旬	
8月	上旬	
	中旬	
	下旬	
9月	上旬	
	中旬	
	下旬	
10月	上旬	対象者抽出→調査票発送
	中旬	
	下旬	
11月	上旬	調査票締切
	中旬	
	下旬	
12月	上旬	報告書作成開始
	中旬	
	下旬	
平成29年 1月	上旬	
	中旬	
	下旬	
2月	上旬	
	中旬	
	下旬	
3月	上旬	検討委員会③（調査集計結果の報告） 介護保険運営協議会（調査集計の報告） 報告書納品
	中旬	
	下旬	

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の概要について

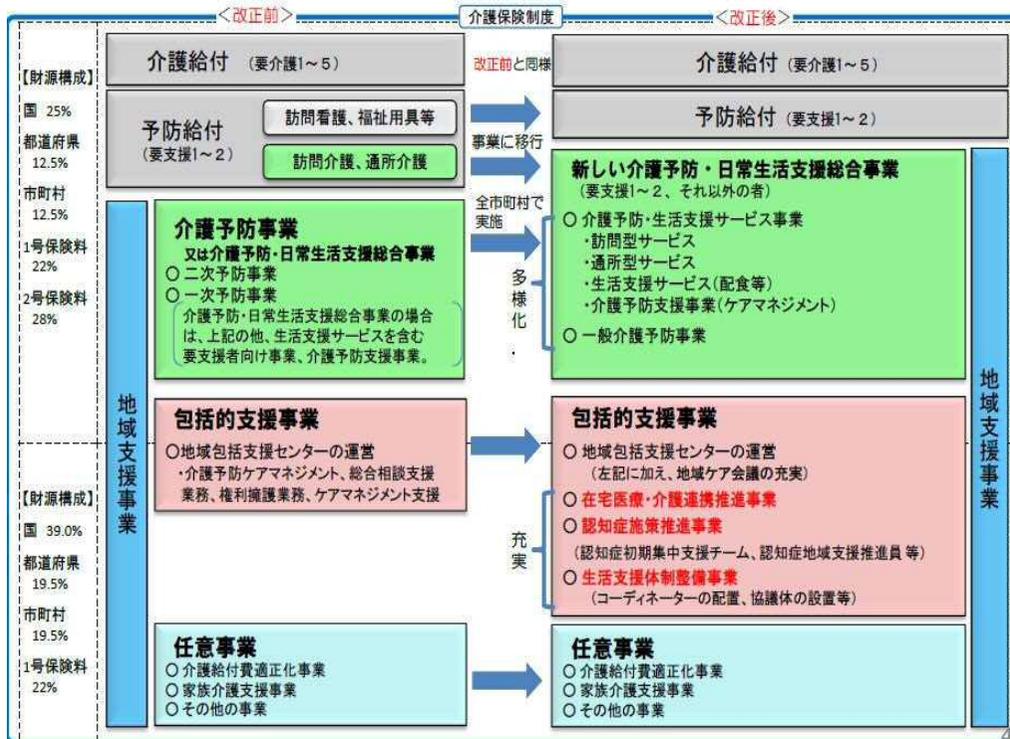
1. 総合事業のコンセプト

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを旨とする。

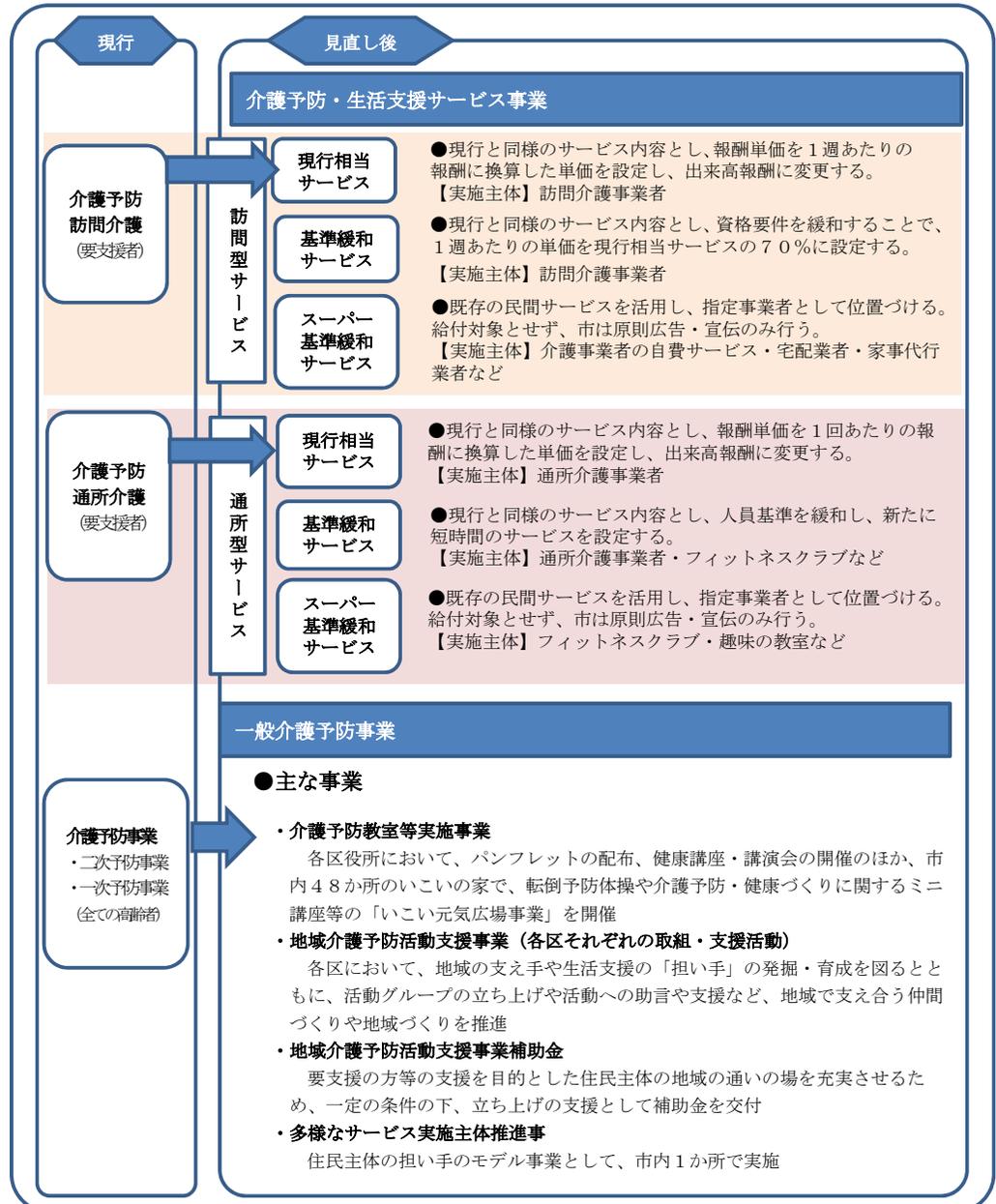
～予防給付の見直しと生活支援サービスの充実～

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護については、地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行（平成30年3月末で予防給付の訪問介護・通所介護は廃止）
- 既存の介護事業所によるサービスに加えて、民間企業、NPO、ボランティアなど地域の多様な主体を利用して高齢者を支援

出展：厚生労働省
「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」



2. 川崎市の総合事業の構成（平成28年度～）



介護予防・生活支援サービス事業

- | | |
|---------|---|
| 訪問型サービス | 現行相当サービス
● 現行と同様のサービス内容とし、報酬単価を1週あたりの報酬に換算した単価を設定し、出来高報酬に変更する。
【実施主体】訪問介護事業者 |
| | 基準緩和サービス
● 現行と同様のサービス内容とし、資格要件を緩和することで、1週あたりの単価を現行相当サービスの70%に設定する。
【実施主体】訪問介護事業者 |
| | スーパー基準緩和サービス
● 既存の民間サービスを活用し、指定事業者として位置づける。給付対象とせず、市は原則広告・宣伝のみ行う。
【実施主体】介護事業者の自費サービス・宅配業者・家事代行業者など |
| 通所型サービス | 現行相当サービス
● 現行と同様のサービス内容とし、報酬単価を1回あたりの報酬に換算した単価を設定し、出来高報酬に変更する。
【実施主体】通所介護事業者 |
| | 基準緩和サービス
● 現行と同様のサービス内容とし、人員基準を緩和し、新たに短時間のサービスを設定する。
【実施主体】通所介護事業者・フィットネスクラブなど |
| | スーパー基準緩和サービス
● 既存の民間サービスを活用し、指定事業者として位置づける。給付対象とせず、市は原則広告・宣伝のみ行う。
【実施主体】フィットネスクラブ・趣味の教室など |

一般介護予防事業

- **主な事業**
 - ・ **介護予防教室等実施事業**
各区役所において、パンフレットの配布、健康講座・講演会の開催のほか、市内48か所のいこいの家で、転倒予防体操や介護予防・健康づくりに関するミニ講座等の「いこい元気広場事業」を開催
 - ・ **地域介護予防活動支援事業（各区それぞれの取組・支援活動）**
各区において、地域の支え手や生活支援の「担い手」の発掘・育成を図るとともに、活動グループの立ち上げや活動への助言や支援など、地域で支え合う仲間づくりや地域づくりを推進
 - ・ **地域介護予防活動支援事業補助金**
要支援の方等の支援を目的とした住民主体の地域の通いの場を充実させるため、一定の条件の下、立ち上げの支援として補助金を交付
 - ・ **多様なサービス実施主体推進事**
住民主体の担い手のモデル事業として、市内1か所で実施

3. 素案（平成27年9月）からの変更点

10月30日事業者説明会にて意見募集、ヒアリング等を踏まえ素案を次のとおり変更・修正

●訪問サービス類型

- ① 現行の利用実態等から1週あたり30分・60分・90分・120分⇒60分・120分・120分超に変更
- ② 要支援1の方で週2回程度訪問が必要な方のため最大提供時間を週60分まで⇒週120分までに変更
- ③ 要支援2の方で週2回を超えて訪問が必要な方のため週120分以上の単価を新たに設定

●通所サービス類型

提供時間下限未記載⇒提供時間の下限設定

- ・介護予防通所サービス(現行相当サービス)については利用実態等から提供時間を3時間以上に修正
- ・介護予防短時間通所サービス(基準緩和サービス)について提供時間を1.5時間以上に修正

●その他

通所型サービスの単価設定について

国保連合会への電算請求コード数等の関係から送迎・入浴加算を基本報酬のなかで設定

4. これまでの経過と今後の予定

10月15日	地域包括支援センター・ケアマネジャー向け説明会（エポック中原） ・アンケート調査実施
10月30日	集団指導講習会にて「川崎市総合事業素案」事業者説明会（教育文化会館） ・素案に対する意見募集開始～
12月～	区役所・地域包括支援センターに説明会等実施
2月8日	平成28年度川崎市予算案発表
2月～3月	区役所向け詳細事務等説明会
2月10日	健康福祉委員会報告
2月12日・15日	地域包括支援センター・ケアマネジャー・事業者（NPO等団体含む）向け 「川崎市総合事業施行案」及び詳細事務等説明会
3月～	利用者向けリーフレット関係機関に配布・「市政だより」等広報開始
3月11日	一般介護予防事業「地域介護予防活動支援事業補助金」内容説明会
3月23日	介護保険運営協議会合同会議
4月1日～	川崎市総合事業実施
平成28年度中～	ヒアリング等による事業検証を行い、適宜事業の見直しを行なう

多様なサービス実施主体の参入確保に向けた取組み

- ① 「住民主体の活動」等について、区と協働して実施主体となりうる団体の把握を行う
- ② 既存の介護事業所や関係団体に対し事業実施に向けた意見交換を行う
- ③ NPO、住民団体、民間企業に対して引き続き、積極的に働きかけを行う

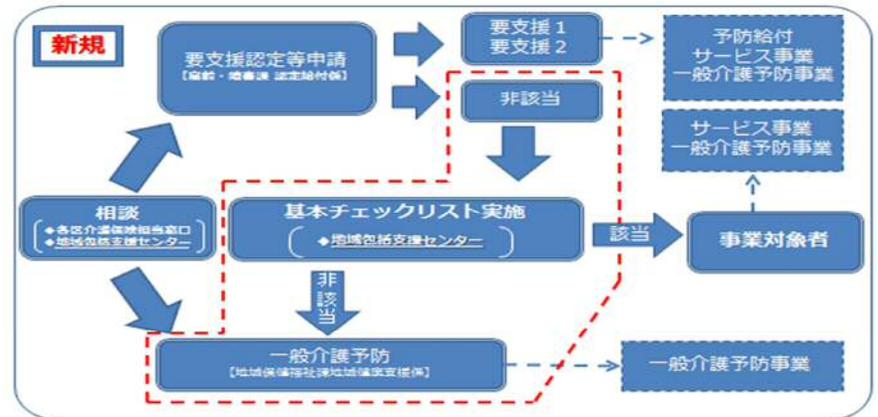
5. サービス利用までの流れ

新規 <初めて本人や家族からサービス利用の相談を受けた場合>

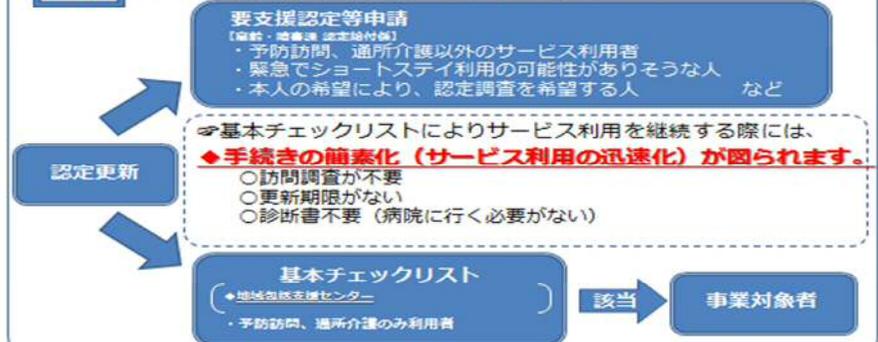
- 原則要支援認定等申請を行う。
- 非該当の場合 → 以下の対応を行う。
 - ① 本人又は家族から地域包括支援センターへ連絡をしていただくよう非該当通知と併せて通知する。
 - ② 地域包括支援センターと日程調整し、基本チェックリストとアセスメントの実施。
- ※本人からの希望で、要支援認定等申請を行わずに、基本チェックリストを実施する場合は、非該当の場合と同様の取扱いで実施。

更新 <担当している利用者が要支援認定更新申請の時期になった場合>

- 更新時において、利用しているサービス状況によって判断する。
- ◆ 予防訪問介護・通所介護以外のサービスも利用⇒要支援認定等の申請
- ◆ 予防訪問介護・通所介護のみのサービスの利用
⇒基本チェックリストの実施【地域包括支援センター】
- ※前回更新申請時から状態等に变化があった場合は、この限りではありません。
- ※基本チェックリスト該当性が適当かを判断するため、必要に応じて保険者や地域包括支援センター職員等が本人と面談し、内容を確認する場合があります。
- ※予防訪問介護・通所介護のみの利用であっても、認定を希望する場合は要支援認定等を実施。



更新 基本チェックリスト25項目の実施者（更新ケース）



6. 総合事業における訪問型サービス類型

素案（平成27年9月）

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和サービス
サービス内容	現行サービス同様		生活支援
サービス提供者	訪問介護員	簡易研修修了者	資格要件なし
サービス対象者	○要支援者相当	○要支援者相当	○要支援者 ○事業対象者
ケアマネジメント	現行相当ケアマネジメント (430単位)		初回のみケアマネジメント (300単位)
想定実施主体	訪問介護事業者		家事代行業者や宅配業者、 介護事業者の自費サービス
介護報酬の考え方	現行の報酬(月1,168単位・ 2,335単位)を1週当たりに換 算した単価	1週当たりの単価(訪問サー ビスIの70%を想定)	原則広告・宣伝のみ

1単位 11.12円

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和サービス
訪問サービス費 (1週当たり)	30分	146	102
	60分	233	163
	90分	406	284
	120分	467	326
初回加算(月1回)	200		原則報酬設定なし
生活機能向上連携	100		
介護職員処遇改善	現行基準と概ね同様		
同一建物減算	訪問サービス費の100分の90		

平成28年4月施行案

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和サービス
サービス内容	現行サービス同様		生活支援
サービス提供者	訪問介護員	簡易研修修了者	資格要件なし
サービス対象者	○要支援者 ○事業対象者		
ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費 (430単位)		初回のみ 介護予防ケアマネジメント費 (300単位)
想定実施主体	訪問介護事業者		家事代行業者や宅配業者、 介護事業者の自費サービス
介護報酬の考え方	現行の報酬1月あたり 1,168単位・2,335単位 ・3,704単位 ⇒1週当たりに換算した単価に	1週当たりの単価 (訪問サービスIの約70%) ⇒生活報酬に取った簡易な研修により、 潜在的な担い手の参入を促進	原則広告・宣伝のみ

1単位 11.12円

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和サービス
(1週当たりの基本報酬) 訪問サービス費	60分	233	163
	120分	466	326
	120分超※ ※要支援2のみ	741	519
	初回加算(月1回)	200	
生活機能向上連携	100		
介護職員処遇改善	現行基準と概ね同様		
同一建物減算	訪問サービス費の100分の90		

※サービス名称については、仮称であり今後検討する。

7. 総合事業における通所型サービス類型

素案（平成27年9月）

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和サービス
サービス内容	生活機能向上のための機能訓練・運動・レクイエーション等		各種活動内容による
サービス提供者	管理者・生活相談員・機能訓練指導員・(看護職員)・介護職員	管理者・介護職員	
サービス対象者	○要支援者 ○事業対象者 ※スーパー基準緩和・一般介護予防の利用が難しい場合に限る。		○要支援者 ○事業対象者
ケアマネジメント	現行相当ケアマネジメント(430単位)		初回のみケアマネジメント(300単位)
想定実施主体	通所介護事業者		フィットネスクラブ 趣味の教室 等
介護報酬の考え方	現行の報酬(1月当たり要支援1:1,647単位、要支援2:3,377単位)を1回当たりにした単価(送迎・入浴は加算方式を検討)	現行相当サービスの単価から時間等により進減(送迎・入浴については加算方式を検討)	原則広告・宣伝のみ

1単位10.72円

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和サービス	
通所サービス費	要支援1(事業対象者) ※月5回が上限	185	3時間以上 138 3時間未満 103	原則報酬設定なし
	要支援2 ※月10回が上限	193	3時間以上 144 3時間未満 108	
送迎加算(片道)	47	47		
入浴介助加算	50	50		
若年性認知症受入加算	48	48		
生活機能向上グループ活動	20	20		
運動器機能向上	45	45		
栄養改善	30	30		
口腔機能向上	30	30		
選択的サービスⅠ	96	96		
選択的サービスⅡ	140	140		
事業所評価加算	24	24		
サービス提供体制強化加算	現行単価と概ね同様			
介護職員処遇改善加算	現行単価と概ね同様			

平成28年4月施行案

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和サービス
サービス内容	生活機能向上のための機能訓練・運動・レクイエーション等を行う ○3時間以上の支援	生活機能向上のための機能訓練・運動・レクイエーション等を行う 1.5時間以上の支援	各種活動内容による
サービス提供者	管理者・生活相談員・機能訓練指導員・(看護職員)・介護職員	管理者・介護職員	
サービス対象者	○要支援者 ○事業対象者		
ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費(430単位)		初回のみ介護予防ケアマネジメント費(300単位)
想定実施主体	通所介護事業者	○通所介護事業者 ○フィットネスクラブ・NPO法人等	フィットネスクラブ 趣味の教室 等
介護報酬の考え方	現行の報酬1月当たり ○要支援1:1,647単位 ○要支援2:3,377単位 ⇒1回当たりにした単価(送迎・入浴を評価できる仕組みに)	現行相当サービスから時間等により進減 ⇒提供者の人員基準を緩和し多様な提供者の参入を可能に	原則広告・宣伝のみ

1単位10.72円

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和サービス	
通所サービス費(基本報酬)	要支援1・事業対象者(月5回が上限)	185~329※	138~282※	原則報酬設定なし
	要支援2(月10回が上限)	193~337※	144~288※	
送迎加算	基本報酬で送迎あり・なしの単価を設定※			
入浴介助加算	基本報酬で入浴あり・なしの単価を設定※			
若年性認知症受入加算	48	48		
生活機能向上グループ活動	20	20		
運動器機能向上	45	45		
栄養改善	30	30		
口腔機能向上	30	30		
選択的サービスⅠ	96	96		
選択的サービスⅡ	140	140		
事業所評価加算	24			
サービス提供体制強化加算	現行単価と概ね同様			
介護職員処遇改善加算	現行単価と概ね同様			

※国保連合会への加算用請求コード数の関係から基本報酬のなかで送迎・入浴を反映することに修正
●サービス名称については、仮称であり今後検討する。

川崎市における生活支援体制整備事業のあり方について

●生活支援体制整備事業(地域支援事業/包括的支援事業) ~厚生労働省ガイドラインより~

(概要)

・市町村を中心に、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進する必要がある。
⇒「協議体」や「生活支援コーディネーター」の設置等を通じて、互助を基本とした生活支援等サービスが創出される取組みを積極的に推進する。

●協議体

【目的】

「定期的な情報共有・連携強化の場」として設置
⇒多様な主体間の情報共有及び連携・協働によるサービスや資源開発等を推進

【役割】

様々な主体の参画により、地域の課題やニーズを共有、地域づくりの目的や方針の共通認識を作り出し、協働してサービスや資源開発等を進める場。また、コーディネーターの活動に組織的な裏付けを与える場

【設置】

第1層の市町村レベルと、第2層の日常生活圏域(中学校区程度)のレベルに協議体を設置

●生活支援コーディネーター

【目的】

関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながらコーディネーター業務を実施することで、⇒地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組みを推進

【役割】

・生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等

【設置】

第1層の市町村レベル、第2層の日常生活圏域レベル、のコーディネーターの設置が想定されているが、地域包括支援センターとの連携を前提とした上で、配置先や配置人数は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置が可能

【資格・要件】

地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績のある者、中間支援組織等であって、地域でコーディネーター機能を適切に行うことが出来る者

★ 第1層、第2層協議体・生活支援コーディネーター



●保健医療福祉施策の推進体制の構築

【組織再編のコンセプト】

①地域包括ケアのマネジメント、②市民を初め多様な主体が自発的に行動できるような仕組みづくり、③市民に寄り沿った身近な相談体制の整備、④必要な方への専門的・効果的な支援体制の整備
⇒《具体的な組織体制》

・総合調整機能→地域包括ケアシステム推進のための企画・調整等を行うための機能
・専門的支援機能→保健医療福祉における専門的な支援を必要とする個別的ニーズに対して、法制度等に基づく対応を的確かつ適切に図るため、主に医療保険・介護保険等の共助や行政処分等の公助に関わる機能

◎地域支援機能

→主に、自助・互助の促進やコーディネートを図るための機能であり、地区担当制を敷く中で、「地域づくり」のさらなる充実を支援するとともに、地域情報の収集や分析、地域との関わりを通して把握した地域課題を、庁内の関係部署や多様な主体と連携・情報共有しながら、組織的に対応していくための機能

★ 区役所における地域支援機能=生活支援コーディネーターの役割

【本市における第1層、第2層の考え方】

第1層・・・区レベル、第2層・・・区を細分化(具体の圏域は第1層の協議体で検討)

【本市の生活支援コーディネーターのあり方】

・第1層コーディネーター

→当面は、区役所地域支援担当(課)(地域サポート)を第1層のコーディネーターとする。

・第2層コーディネーター

→当面は、区役所地域支援担当(課)(地区支援)に配属された保健師を第2層のコーディネーターとする。地域の人材を発掘・育成した上で地域活動等に積極的なボランティア等にコーディネーターを引き継ぐ。

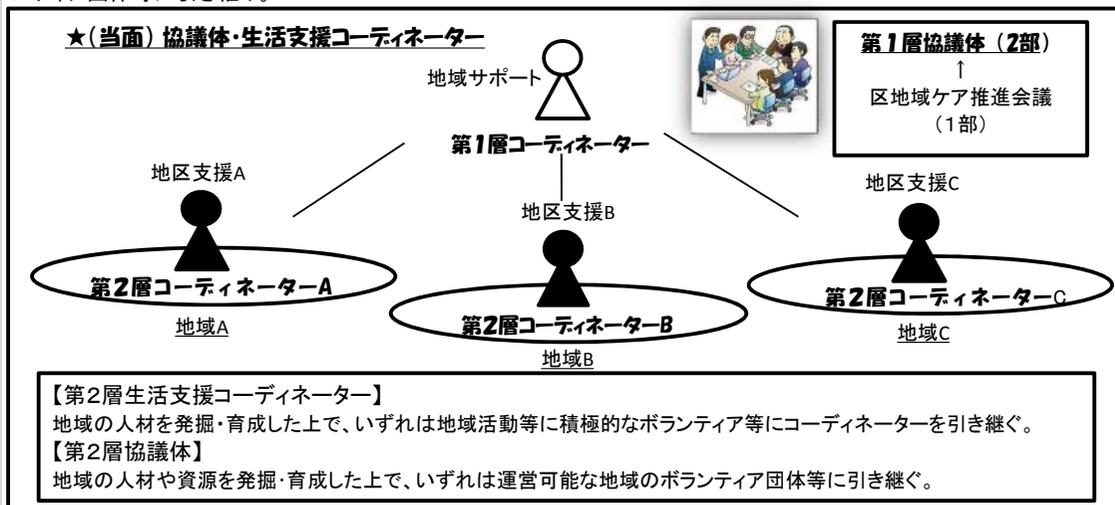
【本市の協議体のあり方】

・第1層の協議体

→区地域ケア推進会議を活用し、第1層の協議体を設置する。ただし、構成員は地域活動を積極的に行っている者を中心に選考。

・第2層の協議体

→当面は地域支援担当(課)(地区支援)に配属された保健師が、地域ケア圏域会議等を活用しながら、担当地域内の国が示す構成員を中心に集め協議を進める。地域の人材や資源を発掘・育成した上で、運営可能な地域のボランティア団体等に引き継ぐ。



安心して暮らし続けるために

～地域包括ケアシステムの推進～

《全国的な状況》

- 少子高齢化の進展、人口減少社会への突入
- 核家族化の進行、生涯未婚者の増加などに伴う家族構成の変化
- 健康寿命と平均寿命の格差
- 社会保障費の増大

《市民ニーズ=住民の身近な課題》

- ・健康状態 認知症 うつ ひきこもり
- ・子育て環境、育児不安
- ・家族の介護問題
- ・老後の不安（医療・生活）
- ・生活上の安心、安全 など

《川崎市の状況》

- 現時点では若い都市（平成27年4月 市：18.9% 国：26.4%）
- 今後の急激な高齢化（H52年:30.4% 65歳以上：45万人）
- 多様化・高度化する市民ニーズへの的確な対応

「未曾有の超高齢社会」の到来

地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の構築が必要
⇒基本的な考え方を示した「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定

地域包括ケアシステムとは？

少子高齢化が進展する中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、『自助・互助・共助・公助』の適切な役割分担のもと、『**住まい・医療・介護・予防・福祉・生活支援**』等が切れ目なく、一体的に提供される体制づくりのこと。団塊の世代が75歳以上となり、医療や介護などの需要が急激に高まると見込まれる2025年（平成37年）に向けて、全国的に取組みが行われている。地域ごとに人口構成・地理状況・風土・住民の考え方が異なるため、**地域の実情に応じた「ご当地システム」**が必要

川崎市の基本的な考え方

川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン

《基本理念》

— 平成27年3月策定 —

誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現
《基本的な5つの視点》

- 【1】意識の醸成と参加・活動の促進
- 【2】住まいと住まい方
- 【3】多様な主体の活躍
- 【4】一体的なケアの提供
- 【5】地域マネジメント

○対象者 —誰にとっても住みやすい地域づくりのために—

高齢者、障害者、子ども、子育て中の親、現時点でケアの必要がない方など
川崎市では《**全ての地域住民**》を対象としています

平成28年4月に区役所の組織が新しくなります！

《地域みまもり支援センター》—区保健福祉センターの中に設置—

行政が、共助・公助にしっかりと取組み、さらに自助・互助の促進をするための体制

○地域ケア推進担当

地域の福祉関係団体などと連携し、各区の実情を踏まえた地域包括ケアシステムの構築に向けた企画・調整を行います

○地域支援担当

各地域を担当する保健師と、社会福祉職などの専門職が、関係部署や地域の関係機関・団体等と連携しながら、保健・医療・福祉分野における個別支援の強化や地域力の向上に取り組めます

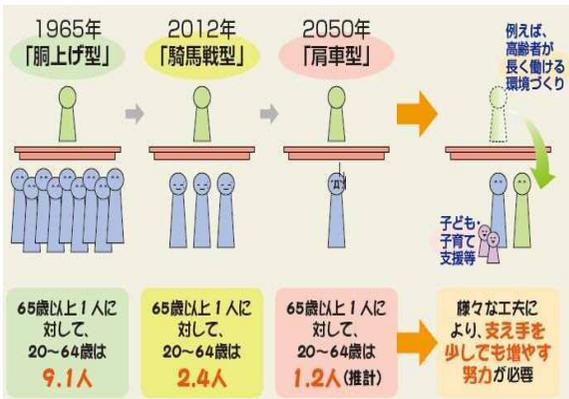
○保育所等・地域連携/○学校・地域連携

保育所・学校と地域との連携により、支援が必要な家庭や子どもに関する情報共有、対応の強化に取り組めます

【主な業務内容】

地域団体との連携、健康づくり、介護予防、地域福祉計画、認知症対策、母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査、子ども・子育てに関する相談などを行います

これからの世の中は



みんなで乗り切る

自助

セルフケア意識
いきがい・健康づくり

支え合いの地域づくり

一人ひとりの取組

互助

近隣住民や
ボランティア団体の
助け合い

共助

介護保険制度や
医療保険制度など

公助

保健・医療・福祉の
一体的なケアの提供

社会福祉などの行政サービス

毎日の生活を 安心に！



町内会・自治会・民生委員児童委員・社会福祉協議会・老人クラブ・ボランティア・NPO 等

《主な組織改正の内容》 ～地域みまもり支援センターの設置～

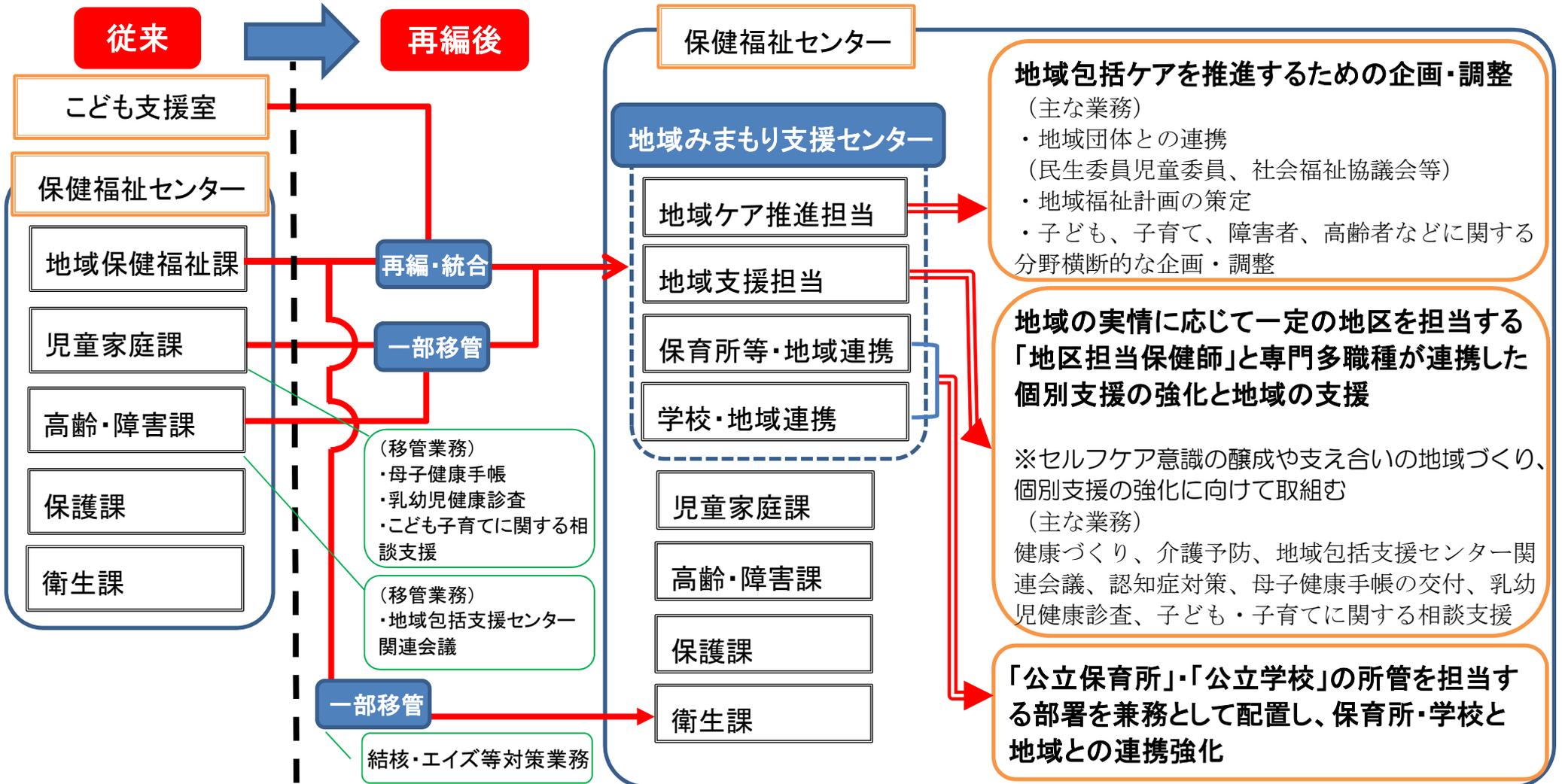
平成28年4月から、新たに、保健福祉センターの中に「地域みまもり支援センター」を設置し、
保健師等の専門職による個別支援と地域づくりを一体的に推進

※従来の地域保健福祉課とこども支援室の機能を再編し、子どもから高齢者まで一体となった地域づくりを推進

※子ども・家庭に関する相談、手続き、窓口を「地域みまもり支援センター地域支援担当」と「児童家庭課」に再編

- 地域支援担当：子ども・子育てに関する相談支援、母子保健の相談・手続き・窓口
- 児童家庭課：保育所入所申請、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付等

（高齢・障害課と衛生課においても一部所管事務の変更あり）



平成27年12月21日

有料老人ホーム「Sアミーユ川崎幸町」の処分に係る指令書の手交について

1 処分対象施設

- (1) 事業所の名称 Sアミーユ川崎幸町：川崎市幸区幸町二丁目632-1
- (2) サービスの種類 (介護予防) 特定施設入居者生活介護
- (3) 指定年月日 平成23年11月1日
- (4) 開設者 積和サポートシステム株式会社
東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号 共同ビル6階

2 処分内容及び処分期間

内容：行政に寄せられた情報を基に、介護保険法に基づく監査を実施した結果、介護職員による入居者に対する虐待や窃盗事件、ベランダからの転落事故などの事件・事故が短期間のうちに多数発生し、いずれも重大な結果を招いていることを踏まえ、介護保険法第77条第1項第5号及び第115条の9第4号に基づき、積和サポートシステム株式会社が運営する「Sアミーユ川崎幸町」について、介護保険事業所の全部効力停止の処分を行いました。

期間：平成28年2月1日から平成28年4月30日まで

3 処分の理由

- (1) 入居者に対する虐待
介護職員が一人の入居者に対して、暴行を加える、暴言を発する等の虐待を複数回行っていた。また、この様な行為を管理者が把握しておらず、対策を講じていなかった。
- (2) 介護職員による窃盗事件
介護職員が施設内で複数の入居者の金銭や貴金属を窃取していた。また、当該行為が行われた期間に、当該入居者からの相談を、事故又は苦情として処理し、有効な対策を講じていなかった。
- (3) ベランダからの転落事故
転落事故が連続して発生し、有効な対策が講じられていなかった等、業務管理体制が不適切であった。

4 処分期間中の遵守事項

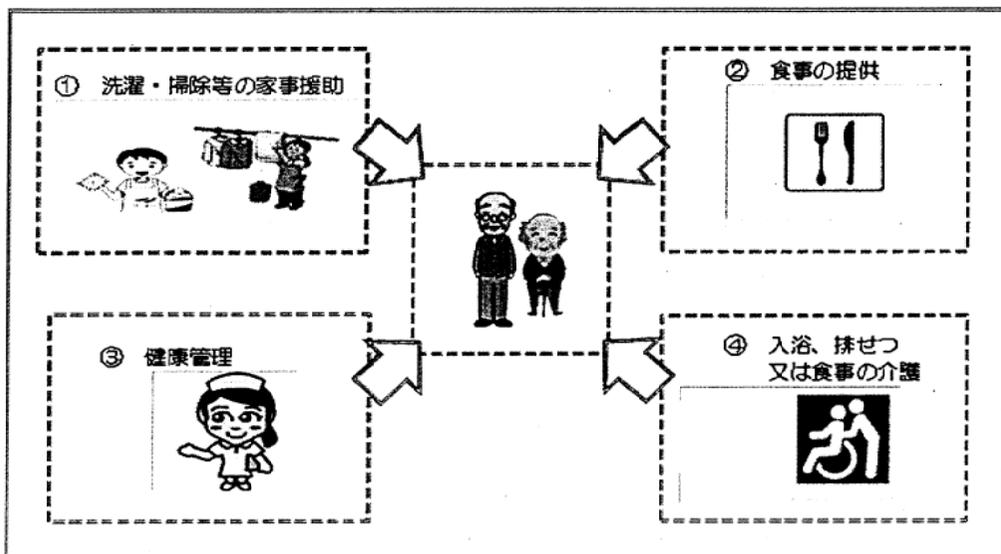
- (1) 入居者及び家族に対して本処分に至った経緯や処分内容を十分に説明し、理解を得ること。
- (2) 入居者及び家族の意思に反して、施設から退居させないこと。
- (3) 処分期間中は、従来提供していたサービスと同様のサービスを提供すること。
- (4) 処分期間中は、介護保険の利用者負担の徴収はできないものであること。

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
電話：044-200-2647

1 有料老人ホーム

- 介護付有料老人ホーム・・・①～④の全てのサービスを介護保険法に規定する特定施設入居者生活介護として提供する施設（市内105施設）
- 住宅型有料老人ホーム・・・①～④のいずれかのサービス（全てでも可）を提供する施設。介護が必要な方は、外部の訪問介護などの介護サービスを利用することができます。（市内30施設）

注）市内施設数は、平成27年10月1日現在



2 背景・経緯

- 平成24年4月、有料老人ホームに対する指導権限が県から本市に移譲される。このことに伴い、本市では有料老人ホームに対する設置運営に関する基本的な考え方を取りまとめた「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「川崎市指導指針」という。）を策定した。

平成23年度までは、国の策定した「有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「標準指導指針」という。）を受け、県が「神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「運営指導指針」という。）を策定し、県が指導を行っていた。

- 平成27年7月、国は有料老人ホームの届出規定の遵守や入居者の自由な居宅サービス等の選択など運営に関する課題を踏まえた「標準指導指針」を施行した。
- 平成27年9月、県においても、国に合わせて改正した「運営指導指針」を施行した。
- 本市においても、国、県に合わせて「川崎市指導指針」を改正するもの。

3 本市の考え方

- 改正にあたっては、国の「標準指導指針」及び県の「運営指導指針」内容を基本としつつ、虐待防止について明確化を図る。また、設備関係の見直しに対する経過措置の設定などの対応を図る。

4 主な改正内容

- 川崎市指導指針の設置運営の基本的な考え方として新設したもの

(1) 基本的事項

- ① 入居者が希望する医療・介護サービスの利用を設置者が妨げることを禁止する。
- ② 老人福祉法の届出の有無に関わらず、本指針の指導の対象とする。

(2) 職員の配置、研修及び衛生管理等

- ① 職務の内容に応じた勤務表の作成及び管理を行うこと。
- ② 提供するサービスの内容を職員に対して周知徹底すること。

(3) 施設の管理・運営

- ① 入居者に対し、協力医療機関での診療の誘引を禁止する。
- ② 入居者に対し、設置者及び当該設置者と関係のある事業者以外の事業者を含め情報提供すること及び特定の事業者からのサービス提供を強制・誘導しないこと。

(4) サービス等

- ① 入居者が自ら記録を保存することを望む場合を除き、設置者は、健康診断、健康管理及び健康保持のための措置の記録を保存すること。
- ② 高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること及び研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

(5) 契約内容など

- ① 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げてはならないことを重要事項説明書に明記すること。
- ② 老人福祉法の届出を行っていない場合や川崎市指導指針に基づく指導を受けている場合は、重要事項説明書にその旨を記載すること。

○ 川崎市指導指針の設置運営の基本的な考え方として見直したもの

(1) 建物の規模及び構造設備

- ① 緊急通報装置を浴室のほか、脱衣室にも設置すること。

(2) 職員の配置、研修及び衛生管理等

- ① 入居者の状態に即して適切な数を配置することとされていた職員体制を、管理者及び夜間対応職員については必ず配置すること。
- ② 職員の個人情報の適切な取扱いとして、個人情報の保護に関する法律のほか、「医療・介護従業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守すること。

(3) 利用料等

- ① 前払い金の保全措置義務のない施設についても努力義務を講ずること。

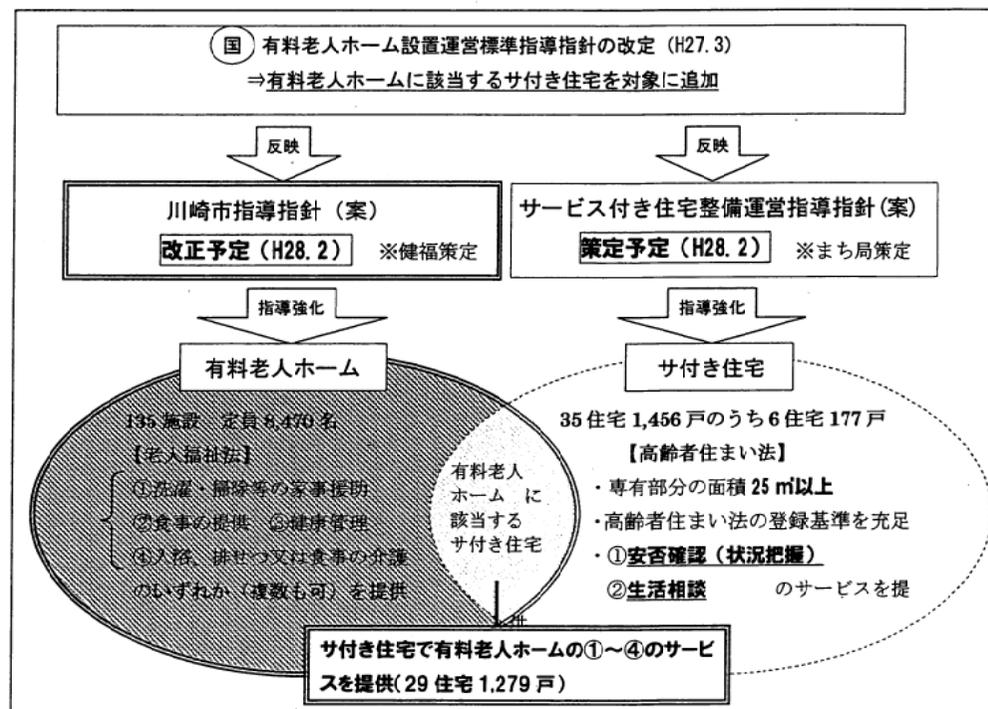
(4) 契約内容など

- ① 募集内容及び表示について、不当景品類及び不当表示防止法の規定のほか、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」を遵守すること。

5 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅との関係

- サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ付き住宅」という。）の一部は有料老人ホームに該当する。
※サ付き住宅とは、高齢者が、安否確認や生活相談サービスなどを受けられるバリアフリー対応の賃貸住宅
- 国の「標準指導指針」では、有料老人ホームに該当するサ付き住宅は、指針の対象としているが、有料老人ホームに該当しないサ付き住宅は対象外となっている。

- 有料老人ホームに該当しないサ付き住宅を含めた全てのサ付き住宅を対象とした指針が必要となることから、基本的な考え方を取りまとめた「川崎市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指針」をまちづくり局が策定し、サ付き住宅の「住宅の管理運営」「生活支援サービス」「契約内容」等のソフトに関する事項は健康福祉局が、「占有面積」「構造及び設備」等のハードに関する事項は、まちづくり局が役割を分担し、消防法を所管する消防局とも連携して指導を行う。



6 スケジュール

- 「指導指針」の改正に向けて、市民意見の反映を図るためパブリックコメントを実施する。 実施期間 平成27年11月19日～12月18日
- 施行 平成28年2月1日（ただし、施行前に運営されている有料老人ホームの脱衣室への緊急通報装置の設置については、平成30年3月31日まで経過措置を設ける。）

川崎市介護保険事業者指定基準条例の一部改正の概要

1 一部改正の経緯

平成28年2月5日に施設基準等についての厚生労働省令が一部改正されたことに伴い、改正内容を踏まえた関係条例の改正を行いました。

2 本市における条例改正の考え方

介護保険制度では、介護サービスの提供を多様な実施主体（事業者）に担わせることによって、利用者のニーズに応じたサービスの確保及びサービスの質の向上を図ることとしています。この制度の趣旨を踏まえ、過剰な義務付け等の追加は基本的に行わず、必要最低限のルールを定めた省令改正を踏襲することを基本方針としました。

3 主な改正内容

(1) 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

(2) 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

⇒介護保険法の一部改正において生じた項ズレに対応すべく必要な技術的改正

(3) 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する条例

⇒地域密着型特別養護老人ホームに、新設の地域密着通所介護等が併設される場合、併設事業所に生活相談員や栄養士などの一定の職種の職員を置かないことを可能とする改正

(4) 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

⇒介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業と一体的に行っている場合の人員基準を、従来の訪問介護と介護予防訪問介護が一体的に行っていた基準と同等とみなす規定を設けるための改正

⇒利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスとして創設されることに伴い、利用定員が9人以下の療養通所介護事業に関する基準を地域密着型サービスへと移行するための改正

(5) 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例

⇒利用定員が18人以下の地域密着型通所介護の事業の人員、設備及び運営の基準に係る規定を定めるための改正

⇒概ね6月に1回以上、運営推進会議の開催を求め、活動状況を報告し評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けることとするための改正

(6) 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例

⇒介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の事業に関する基準を整備すること等のため改正

(7) 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例

⇒介護予防認知症対応型通所介護に係る基準に運営推進会議を設置することを加えること等のため改正

4 条例施行日

平成28年4月1日

川崎市介護保険運営協議会
地域密着型サービス等部会（第32回）報告

1 日時：平成27年11月26日（木）午前10時00分
会場：ソリッドスクエア 西館12階第12D会議室

2 議題

- (1) 地域密着型サービス事業者の内定について
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定について
- (3) 地域密着型サービス事業者の更新及び更新予定について
- (4) 地域密着型サービス事業者の廃止・休止について
- (5) 特定施設入居者生活介護運営事業者に係る内定申請の受付について
- (6) その他
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護内定事業所の開設延期について
 - ・認知症対応型共同生活介護事業者の内定時誓約事項不履行に関する対応について

3 議題の詳細について

- (1) 地域密着型サービス事業者の内定について
介護保険サービス事業者から地域密着型サービスに係る申請がありましたので、申請状況等について説明しました。

<申請状況と結果>

(平成29年10月1日までの開設分)

サービス種類	募集定員数	申請法人数	申請件数	内定	
				法人	事業所
認知症対応型共同生活介護	28 エット	11 法人	14 事業所	8 法人	10 事業所
小規模多機能型居宅介護	-	5 法人	5 事業所	5 法人	5 事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	1 法人	1 事業所	1 法人	1 事業所

(平成27年11月受付分)

サービス種類	申請法人数	申請件数	内定	
認知症対応型通所介護	1 法人	1 事業所	1 法人	1 事業所
小規模多機能型居宅介護	1 法人	1 事業所	1 法人	1 事業所
看護小規模多機能型居宅介護	1 法人	1 事業所	1 法人	1 事業所

- (2) 地域密着型サービス事業者の指定について
平成27年9月から平成27年11月にかけて新たに指定を行った事業所について報告しました。
- (3) 地域密着型サービス事業者の更新及び更新予定について
平成27年9月から平成27年11月にかけて指定更新を行った事業所及び平成27年12月から平成28年2月にかけて指定更新を行う予定の事業所について報告しました。
- (4) 地域密着型サービス事業者の廃止・休止について
平成27年9月から平成27年11月にかけて廃止・休止の届出があった事業所について報告しました。
- (5) 特定施設入居者生活介護運営事業者に係る内定申請の受付について
平成28年1月に実施する特定施設入居者生活介護運営事業者に係る内定申請の受付について、事業者選定基準等を説明しました。
- (6) その他
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護内定事業所の開設延期について、延期理由等を説明しました。
 - ・認知症対応型共同生活介護事業者の内定時誓約事項不履行に関する対応について、本市の方針を説明しました。

川崎市介護保険運営協議会
地域密着型サービス等部会（第33回）報告

- 1 日時：平成28年2月25日（木）10時30分
会場：ソリッドスクエア 西館10階10E会議室

2 議題

- (1) 地域密着型サービス事業者の内定について
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定について
- (3) 地域密着型サービス事業者の更新及び更新予定について
- (4) 地域密着型サービス事業者の廃止・休止について
- (5) 特定施設入居者生活介護運営事業者に係る内定結果について
- (6) 認知症対応型共同生活介護の内定申請受付について
- (7) 地域密着型通所介護への移行について
- (8) その他

3 議題の詳細について

- (1) 地域密着型サービス事業者の内定について
介護保険サービス事業者から地域密着型サービスに係る申請がありましたので、申請状況等について説明しました。

<申請状況と結果>

(平成28年2月受付分)

サービス種類	申請法人数	申請件数	内定	
			1法人	2事業所
(予防) 小規模多機能型居宅介護	1法人	2事業所	1法人	2事業所
介護予防小規模多機能型居宅介護	1法人	1事業所	1法人	1事業所
認知症対応型共同生活介護	1法人	1事業所	1法人	1事業所
認知症対応型通所介護	1法人	17事業所	1法人	17事業所

- (2) 地域密着型サービス事業者の指定について
平成27年12月から平成28年2月にかけて新たに指定を行った事業所について報告しました。
- (3) 地域密着型サービス事業者の更新及び更新予定について
平成27年12月から平成28年2月にかけて指定更新を行った事業所及び平成28年3月から平成28年5月にかけて指定更新を行う予定の事業所について報告しました。
- (4) 地域密着型サービス事業者の廃止・休止について
平成27年11月から平成28年2月にかけて廃止・休止の届出があった事業所について報告しました。
- (5) 特定施設入居者生活介護運営事業者に係る内定結果について
平成28年1月から内定申請を受付した、特定施設入居者生活介護運営事業者に係る選定結果について御報告しました。
- (6) 認知症対応型共同生活介護の内定申請受付について
平成28年4月に受付開始を予定している、認知症対応型共同生活介護設置運営法人の募集について説明しました。
- (7) 地域密着型通所介護への移行について
平成28年4月に創設される、地域密着型通所介護について説明しました。
- (8) その他
特にありませんでした。